

第 66 回

加古川市情報公開・個人情報保護審査会

(資 料)

【議題（１）関係】

- | | | | |
|---|----------------------------------|-----|---|
| 1 | 加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について | ・・・ | 1 |
|---|----------------------------------|-----|---|

平成 30 年 2 月 9 日

加古川市総務部総務課

加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の制定について

1 条例の制定について

本市では、災害対策基本法の規定に基づき、災害時に避難支援等が必要な高齢者や障がい者などの避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）」を作成し、災害時には、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に提供することとしています。また、災害時に円滑かつ迅速な避難支援等を行うため、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、平常時から自主防災組織や町内会等に名簿に記載された情報をあらかじめ提供することとしています。（別紙参照）

平常時からの名簿情報の提供については、避難行動要支援者本人の同意が必要なことから、情報提供が進んでいない状況です。そこで、平成 29 年 3 月に改正された「ひょうご防災減災推進条例」において、市は、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書きの規定により、名簿情報を提供するための特別な定めを設ける条例を制定する等の措置を行うことが明記されました。

今回、条例を制定することにより、避難行動要支援者本人から明確な不同意の意思表示がなされないときは同意したものと見なす、いわゆる推定同意方式を導入し、平常時から避難行動要支援者の名簿情報を地域の避難支援等関係者に提供し、支援等の体制構築を進めようとするものです。

なお、名簿情報の提供については、加古川市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 2 号の「法令又は法令の規定による指示があるとき。」に基づく個人情報の外部提供の制限の例外として取り扱います。

2 条例に定める主な内容について

（１）名簿情報の提供に関すること

地域の避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて本人に同意を求めた場合において、当該本人により同意をしない旨の意思が明示されなかったときは、当該本人の同意を得られた場合と同様に、当該名簿情報を提供するものとする。

（２）名簿情報の取扱いに関すること

- ① 市長は、名簿情報の提供を受けた者に対し、当該名簿情報の管理状況に関する報告を求め、又は当該名簿情報の管理状況を検査することができる。
- ② 名簿情報の提供を受けた者は、提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- ③ 名簿情報の提供を受けた者は、名簿情報を避難支援等の用に供する目的以外に利用し、又は提供してはならないとする。

3 名簿情報の提供について

- ① **平常時** … 避難行動要支援者本人に同意が得られたとき、または、同意を求めた場合において同意しない旨の意思が明示されなかったときに、市から町内会や民生児童委員等へ名簿情報を提供します。
- ② **災害時** … 安否確認などで必要な場合は、町内会や民生・児童委員、消防団等の地域の避難支援等関係者からの申出により、市民センターで保管する名簿情報を提供します。

4 名簿の取扱いについて

平成 27 年 3 月に策定した「加古川市避難行動要支援者支援指針」に情報漏えいに関する防護措置を定め、適正に名簿を取り扱っています。なお、**平常時**用の名簿は、対象者がいる町内会で、**災害時**用の名簿は、町内会ごとの名簿を市役所と市民センターで保管しています。

5 今後のスケジュールについて

平成 30 年 1 月 22 日（月）までパブリックコメントを募集し、3 月議会に上程予定。

施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とし、一定の周知期間を設けた後に、避難行動要支援者本人に情報提供についての同意を求める予定です。

6 関係法令について

○災害対策基本法（抜粋）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

○ひょうご防災減災推進条例（抜粋）

第 3 条 市町は、防災減災の取組を推進するため、次に掲げる事業に取り組むものとする。

・・・・・・（略）

3 市町は、災害の発生に備え、自主防災組織等（法第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織、自治会等の民間団体をいう。以下同じ。）に対し避難行動要支援者の法第 49 条の 11 第 1 項に規定する名簿情報を提供するため、同条第 2 項ただし書に規定する特別の定めを設ける条例を制定する等法制上の措置その他の必要な措置を行うものとする。

災害時の避難支援をご希望の人へ

避難行動 要支援者の

避 難 支 援

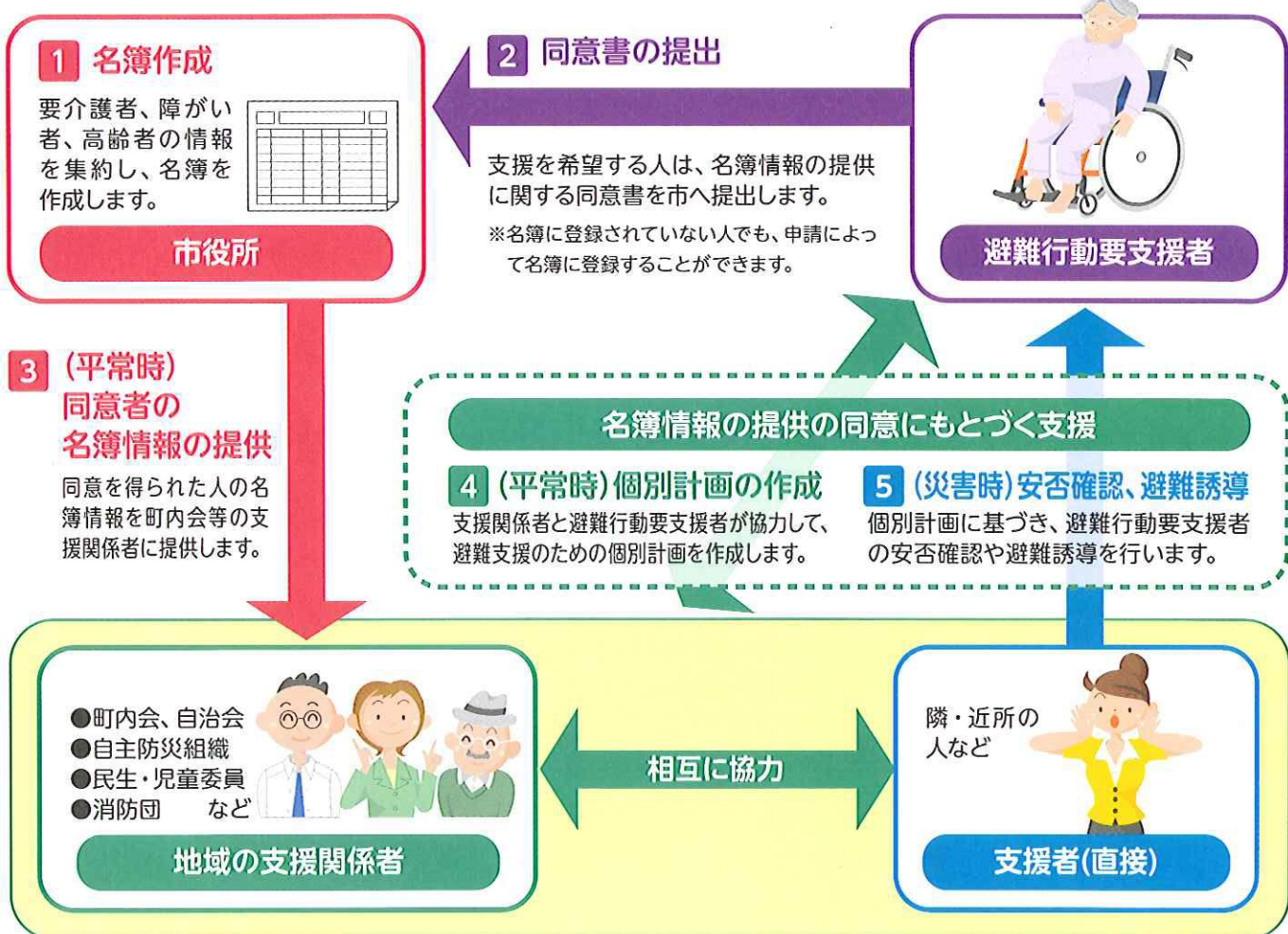
法律の改正により、「災害時要援護者」が「避難行動要支援者」に変わり、支援の仕組みも変わりました。

■ 避難行動要支援者制度

市では、高齢者や障がい者など、災害時に避難の支援が必要と思われる人について「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この制度は、避難時の誘導や補助などの支援を希望する人が、名簿に登録された情報を町内会等の支援関係者へ提供することについての同意書を市へ提出することで、平常時から避難行動や支援方法を本人と支援関係者の間で計画し災害に備えていただく、地域住民の助け合いの制度です。

避難支援のしくみ



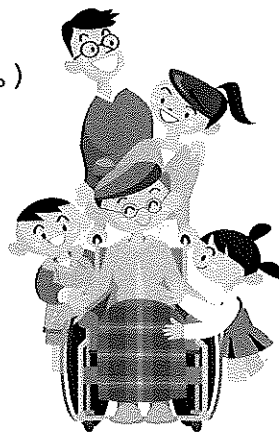
■ 避難行動要支援者の要件

在宅者で、次の要件に該当する人

- ①要介護3以上の人
- ②身体障害者手帳1・2級を所持する人（心臓、じん臓機能障害のみで該当する人を除きます。）
- ③療育手帳Aを所持する人
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- ⑤70歳以上の寝たきりの人
- ⑥世帯全員が75歳以上の高齢者（ひとり暮らしの人を含みます。）
- ⑦上記のほか、避難支援が必要な人

※①～⑥に該当する人は、市が把握した対象者を名簿に登録しています。

※⑦に該当する人は、名簿に登録するための申請が必要です。



■ 名簿の登録内容

名簿には、次の内容を登録します。

- ①氏名
- ②住所
- ③性別
- ④生年月日（年齢）
- ⑤電話番号などの連絡先
- ⑥支援が必要な理由（要介護度、障害者手帳の等級など）
- ⑦平常時からの名簿情報提供に関する同意の有無

■ 申込み方法

【申請者】

支援関係者への名簿情報の提供を希望する人

※本人による申請が困難な場合は3親等内の親族が代理で申請できます。

【受付窓口】

高齢者・地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、危機管理室、各市民センター

※郵送による申請もできます。詳しくはお問合せ下さい。

【提出書類】

避難行動要支援者名簿登録申請書(兼)名簿情報提供同意書

※右の申請書を切り取ってご利用ください。

※市ホームページからもダウンロードできます。

■ ご注意

- ・支援を直接行っていただく人（支援者）やその家族が被災したときや、支援者自身に危険が及ぶ恐れのあるときなど、支援が困難な場合には、支援者による避難支援が実施されないことがあります。
- ・支援者は、支援の実施について法的な責任や義務を負うものではありません。
- ・名簿登録者の情報は、大規模な災害などが発生した場合には同意の有無にかかわらず、安否確認などに活用するため必要に応じて、町内会、自主防災組織、消防団その他の地域の支援関係者へ提供することがあります。